

平成 25 年 8 月 12 日

鹿屋市長 嶋田 芳博 様

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 岩 重 克 弘

鹿屋市情報公開条例第 18 条の規定に基づく諮問について（ 答 申 ）

平成 25 年 4 月 18 日付け鹿総第 103 号により諮問のありました下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

以下の公文書の不開示決定に対する不服申立てについての諮問

「平成 24 年度鹿屋市職員採用試験」のうち

- (1) 1 次・2 次試験の全受験者の得点と合否結果
- (2) 面接官の氏名、役職、最終学歴（学校名、学部及び学科）
- (3) 2 次試験及び最終合格者の評定基準

1 審査会の結論

鹿屋市長（以下「実施機関」という。）が「平成 24 年度鹿屋市職員採用試験」に関する公文書開示請求について不開示とした決定については、鹿屋市情報公開条例（平成 18 年鹿屋市条例第 16 号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 公文書開示請求

平成 24 年 12 月 27 日、異議申立人（以下「申立人」という。）は、条例第 6 条の規定に基づき、実施機関に対し、平成 24 年度鹿屋市職員採用試験に関する以下の公文書について開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ア 最終合格者、不合格者の 1 次試験（①②③）それぞれの点数及び 2 次試験（④）の点数の開示

1 次試験 ① 教養試験 （100 点満点）

② 専門試験 （100 点満点）

③ 作文 （50 点満点）

2 次試験 ④ 面接 （100 点満点）

イ 2 次試験の面接官 5 人の氏名、役職、最終学歴（学校名及び学部、学科）の開示

ウ 2 次試験の評定基準の開示

エ 最終合格者の評定基準の開示

(2) 実施機関の決定

平成 25 年 1 月 24 日、実施機関は、条例 7 条の不開示情報に該当するとの理由で、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、本件請求の全部の不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 異議申立て

平成 25 年 3 月 22 日、申立人は本件処分を不服として、行政不服審査法に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

(4) 諮問

平成 25 年 4 月 18 日、実施機関は、鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。

3 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会における説明を要約すると、本件処分における要旨は次のとおりである。

(1) 条例第 3 条の趣旨

条例の定めにより市民の知る権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。採用試験の結果については、試験成績を他に知られたくない受験者がいることから、受験者本人の求めに応じて本人の得点順位を開示している。

開示した内容は、第 1 次試験における教養、専門、作文の各得点、合計得点順位、適性検査の結果及び第 2 次試験における面接の得点、順位である。

平成 24 年度の合格発表後、受験者 11 人の得点順位を既の開示している。

(2) 条例第 7 条第 1 号に該当すると判断した理由

簡易開示請求により、既に一部の受験者へ本人の得点順位等の情報を開示しているため、受験者等がお互いの情報を交換している可能性がある。全ての受験者の得点順位等を広く開示した場合に、個人の特性が可能となるおそれがある。

採用試験の評定基準を開示した場合は、受験者は評定基準を意識し均一的な試験準備・対応を行うこととなり、総合的な判断を行う採用試験の公正かつ適切な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(3) 条例第 7 条第 5 号に該当すると判断した理由

面接官の情報を開示することで、今後、面接官に対して、受験者に有利な評

価を行うように圧力や働きかけが行なわれる等の可能性があり、採用試験の公正かつ適切な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

2次試験は、その本人の一番の本質を見極める必要がある。評定基準、最終合格者の評定基準は不変的なもので、毎年変わらないため、評定基準を全部開示すると、事前に受験者は面接の項目とかやり方など評価傾向を察知されることから、人物に対する評価を適正にできなくなるおそれがある。

4 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立ての趣旨

受験番号及び氏名を除き、本件請求に基づく開示を求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会における申立人の主張を要約すると次のとおりである。

① 得点・順位等を開示しても個人を特定できないのではないかと考える。そもそも個人（他の受験者や面接官）を特定したいものではない。合格者の得点順位の公開を求めているものである。

② 面接試験の得点が低いことに失望している。試験内容は短時間かつ簡単な質問であり、全ての面接官の経歴と評定基準を知りたい。面接官の情報（専門分野の経歴、役職、学校名、最終学部、学科）を開示しても、採用試験の公正かつ適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれはないと考える。

1次試験は1日中の試験時間で250点満点、2次試験は20分程度の面接時間で100点満点となっており、面接の点数の比重が大半を占めている。また、専門（土木）の設問面接試験が行われたわけではない。

③ 面接試験は、非社会的言動を持った人を排除し、市職員の仕事に身体的、精神的に耐えられるかどうか見極めるために行われているものだと解釈している。

面接では聞かれたことに対して丁寧に答え、変な言動をした覚えがない。

面接採用試験の評定基準を開示することにより、公正かつ適正な実施につながると考える。

5 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審査の経過
平成 25 年 4 月 18 日	実施機関から諮問書を受理
5 月 27 日	実施機関から理由説明書を受理
5 月 28 日	諮問の審議（実施機関から非公開理由を聴取）
6 月 18 日	申立人から意見書、口頭意見陳述申出書及び補佐人出席承認願書を受理
7 月 11 日	諮問の審議（申立人から意見を聴取）
8 月 2 日	諮問の審議

6 審査会の判断

(1) 各論点に関する審査会の判断

本件処分について審議した結果は、以下のとおりである。

ア 最終合格者、不合格者の1次試験それぞれの点数及び2次試験の点数の開示について

申立人の試験区分である土木部門は、受験者9人のうち1次試験合格者が6人と限られた人数であり、既に一部の受験者ではお互いの得点について情報交換を行っている可能性もある。全員の得点順位を開示した場合、受験者個人の識別が可能と成り得ることが想定され、受験番号を伏せた開示においても同様である。

これにより、条例第7条第1号（個人に関する情報であって特定の個人を識別できるもの）及び鹿屋市個人情報保護条例第8条第2項（保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるもの）の不開示情報に該当すると判断する。

イ 面接官5人の氏名、役職、最終学歴（学校名及び学部、学科）の開示について

一般的な採用試験において、面接官の氏名や役職、最終学歴を公開している事例はほとんどない。また、開示することで、面接官個人の識別が可能となり、受験関係者からの面接官個人への圧力等の働きかけが懸念され、公正かつ適正な採用試験への影響を及ぼす可能性があると考えられる。

これにより条例第7条第5号（開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの）に該当すると判断する。

なお、氏名を除く役職を開示する場合においても、面接官個人の識別は容易であると考えられる。

ウ、エ 2次試験及び最終合格者の評定基準の開示について

評定基準については、受験者の能力や資質、適正等を判定し、あらゆる角度から受験者の能力・人物像を慎重に審査するために、何を重視し、どのように評価するかをマニュアル化しており、毎年のように変更される性質のものとは異なり不変的なものであると考えられる。

広く評定基準を開示した場合、受験者は評価基準や質問項目を重視した受験対策が可能となり、受験者の総合的な評価を目的とした採用試験事務の適正な遂行に支障が生じると認められる。

これにより、条例第7条第5号（開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの）に該当すると判断する。

(2) 審査会の判断結果

(1)の判断に基づき、本件請求を開示することにより、受験者や関係する各方面へ無用な誤解や混乱を招き、実施機関の採用判断を公正かつ適切に行うことに著しい支障が生じるおそれがあることから、不開示の決定が正しいと判断する。